

平成 25 年 12 月 17 日
復興庁
文部科学省
厚生労働省

東北地方における医学部設置認可に関する
基本方針について

「好循環実現のための経済対策」（平成 25 年 12 月 5 日閣議決定）において、東日本大震災の被災地の復旧・復興の施策の一つとして位置付けられた「東北地方における復興のための医学部新設の特例措置」については、別紙の「東北地方における医学部設置認可に関する基本方針」を定め、三省庁の密接な連携の下、復興のための取組として、地域医療への影響に配慮しつつ、着実に取り組むこととする。

東北地方における医学部設置認可に関する基本方針

○目的

震災からの復興、今後の超高齢化と東北地方における医師不足、原子力事故からの再生といった要請を踏まえつつ、将来の医師需給や地域医療への影響も勘案し、東北地方に1校に限定して、一定の条件を満たす場合に医学部新設について認可を行うことを可能とする。

○進め方

東北地方における新設の趣旨や留意点等の条件に適合した医学部について認可を行うため、通常の設置認可手続きの前に、医学部設置を希望する学校法人・地方公共団体等から、基本方針を踏まえた医学部新設構想を受け付ける。有識者会議での検討を踏まえ、基本方針で示した条件等に適合し、最も趣旨にかない、実現可能性のある構想を一つ採択し、その医学部についてのみ、文部科学大臣による設置認可審査の手続を進める。

構想の審査に当たっては、以下の留意点等に関して、医療政策の観点から厚生労働省、復興の観点から復興庁等の関係省庁及び関係地方公共団体の意見を踏まえて決定する。

○留意点（必要な条件整備）

- ① 震災後の東北地方の地域医療ニーズに対応した教育等を行うこと
(例：総合診療や在宅医療、チーム医療等に関する教育、災害医療に関する教育、放射線に係る住民の健康管理に関する教育等)
- ② 教員や医師、看護師の確保に際し引き抜き等で地域医療に支障を来さないような方策を講じること(例：広く全国から公募を行うこと、既存の大学や医療機関、地方公共団体等との提携により計画的な人材確保を行うこと、特に人材が不足している地域や診療科の医師の採用には十分配慮すること等)
- ③ 大学と地方公共団体が連携し、卒業生が東北地方に残り地域の医師不足の解消に寄与する方策を講じること(例：地域枠奨学金や入試枠を設定すること等)
- ④ 将來の医師需給等に対応して定員を調整する仕組みを講じること(例：既存の医学部の定員増と同様に、入学定員のうち一部を平成〇年度までの臨時定員とすること等)

次ページ有り

○教育上必要な基準等

附属病院の病床や診療科、医師数等について、現行の設置基準のほか、過去の基準や既存の附属病院の水準（別紙「参考」を参照）も参考しつつ、医学教育モデル・コア・カリキュラム等に定める教育目標への到達に必要な教育環境を確保する。

（過去の基準の例）附属病院は最低 600 床以上を有すること 等

（既存の附属病院の水準の例）附属病院の医師数は同規模病院の約 2 倍

ただし、復興という目的や設置時の地域医療への影響等に鑑み、必要がある場合には、医学教育上必要な代替措置を講じることを条件に、弾力的な扱いを行うことも個別に検討。

○法令上の手当

基本方針に基づき、新設構想が採択された医学部に限って特例として設置認可の対象とできるよう、文部科学省において関係省令や告示等の規定の特例を措置する。

＜関係省令・告示＞

「大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準」（平成 15 年 3 月 31 日文部科学省告示第 45 号）（医学部設置を認可の対象としない旨を規定）

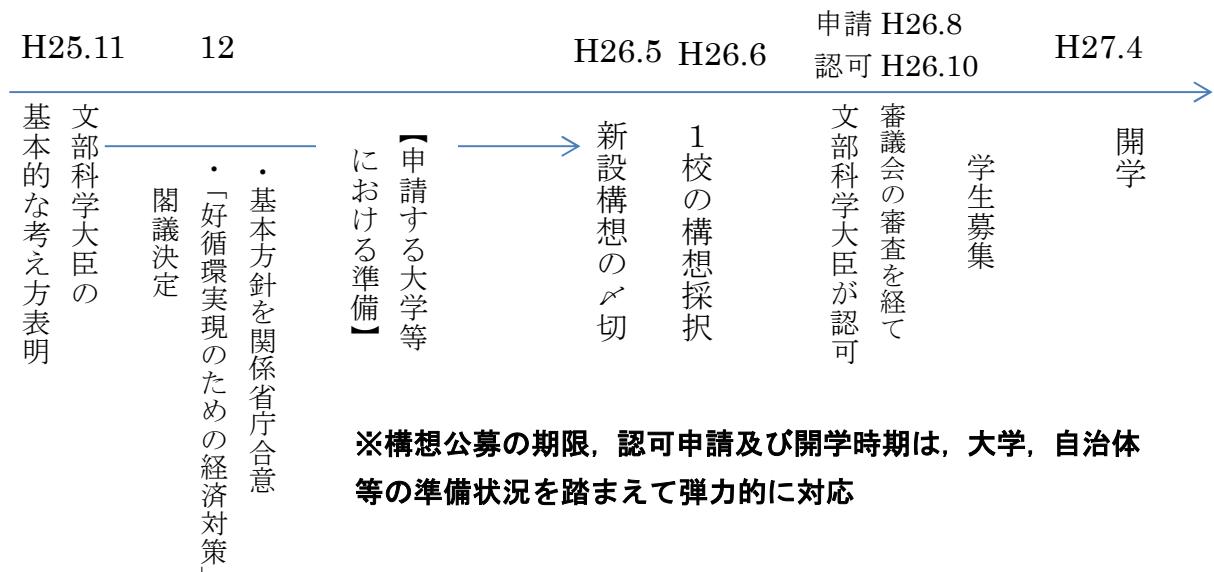
「大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則」（平成 18 年 3 月 31 日文部科学省令第 12 号）（認可申請期間や申請書類等について規定） 等

○その他

- ・東北地方以外での医学部新設については、これまでの定員増の効果の検証や今後の医師需給と社会保障制度改革の状況等を踏まえ、今後検討する。
- ・なお、将来的な医学部定員の在り方については、これまでの定員増の効果の検証や今後の医師需給と社会保障制度改革の状況等を踏まえ、今後検討する。

次ページ有り

＜最短スケジュール例※＞ 既存大学に医学部を設置し H27 年 4 月開学を行う場合



(参考)

医学部・附属病院に関する基準等の例

医学部の設置認可は約40年に渡り行われておらず、その間に内規の廃止や設置基準の大綱化等が行われている。

現在の大学設置基準以外に、東北地方における医学部新設を特例的に認めるに当たり、教育上必要な基準等の詳細や具体については、復興という特別な目的や被災地の医療状況等も勘案し、設置認可審査までに文部科学省において検討する予定。

現時点において、各大学・地方公共団体等において構想を検討するまでの参考情報として、過去の基準等及び現在の大学の水準の例を以下に示す。

なお、各基準等については、医学部新設構想の申請時点において全て満たしていることを求めるものではないが、設置認可申請までに確保できる見込みがあるかどうかという実現可能性は、新設構想の審査段階でも問われることになる。

1. 現在の医学部設置基準及び過去の規程に定めのあるもの

○附属病院の設置（大学設置基準第39条第1項）

医学部を置く大学は、教育研究に必要な施設として、附属病院を置かなければならぬ。

○医学部の必要専任教員数（大学設置基準第13条、別表第1のロ）

○医学部及び附属病院の面積（大学設置基準第37条の2、別表3のロ）

○附属病院の病床数（医学部設置審査基準要綱（平成3年廃止））

	専任教員 数	校舎面積(m ²) 附属病院面積 (m ²)	(附属病院 病床数)
収容定員360人まで (入学定員60人まで)	130人	12,650 28,050	(600)
収容定員480人まで (入学定員61~80人まで)	140人	14,300 31,100	(700※)
収容定員600人まで (入学定員81~100人まで)	140人	16,750 33,100	(800※)
収容定員720人まで (入学定員101~120人まで)	140人	18,250 35,100	(900※)

※専任教員数のうち、教授・准教授・講師の人数は60人以上、うち30人以上は教授とする。（大学設置基準別表第1のロ備考第1号）

※600床を超える部分については、附属病院の他に、関連教育病院の教育に使用される病床をもって充てることができる。（医学部設置審査基準要綱）

○校地の面積

収容定員上の学生一人当たり 10 m^2 として算定した面積に附属病院建築面積を加えた面積が必要。(大学設置基準第 37 条第 1 項)

○附属病院における専任教員数

上の表に掲げる人数のほか、附属病院における教育、研究、診療に従事する相当数の専任教員を置く。(大学設置基準別表第 1 の口備考第 3 号)

※「相当数」について具体的に何人でなければならないという決まりはないが、実態としては、各大学附属病院は、同規模の病床数を持つ病院に比べ約 2 倍以上の人数の医師を擁している。

○附属病院に必要な診療科

内科、精神科、小児科、外科、整形外科、皮膚科、泌尿器科、眼科、耳鼻咽喉科、産科婦人科、放射線科、麻酔科（部）

※医学部に臨床系の講座として置かなければならないものとして規定されていたもの

(医学部設置審査基準要綱（平成 3 年廃止）)

○関連教育病院の具備条件等

附属病院に加えて臨床実習に活用する関連教育病院について必要とされていた条件は概ね以下の通り。

①卒前の臨床実習のうち総実習時間の $1/3$ 程度までを関連教育病院に委ねうる

②実働一般病床 300 床以上、内科、外科、小児科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、皮膚科、泌尿器科、整形外科、精神科、放射線科及び麻酔科（部門）及び救急部門を置くこと

③各科 2 人以上の指導医を有すること。指導医は、10 年以上の臨床経験を有し、相応の研究業績があり、教育上の能力があると認められる者であること

④連携する大学との距離は大学との間を 1 時間以内に移動できる距離にあるものとすること

(「関連教育病院について」第一次報告（昭和 48 年 3 月関連教育病院調査研究会）)

上記のほか、大学全体として、学校教育法、学校教育法施行規則、大学設置基準、その他の法令に適合することが必要である。

2. 医学教育・医療の進歩に対応した内容（例）

大学設置基準等には規定されていないが、過去の医学部設置時からの医学教育、医療の進歩により以下のように事実上標準となつているものがある。

- 医学教育モデル・コア・カリキュラム (H13 策定、全大学導入)

学生が卒業時までに身につける内容が明確化されている。この到達目標のために必要な教育体制（教員等）をそろえることが必要になっている。

- 臨床実習の充実

病院での実習は、以前は見学が中心であったが、現在は全ての医学部で学生が診療に参加する診療参加型臨床実習を行い、その充実を図っている。臨床実習を行うためには、必要不可欠な知識・技能・態度が備わっているかについて、事前に学生の評価を行う「共用試験」を実施、全医学部がこれに参加している。

- 附属病院の中央診療部門等の充実

現在の病院では、各診療科の他に、感染制御部、医療安全部、医療情報部、リハビリテーション部等の機能が教育上重要なものとなっている。

（参考資料）

以下を始めとする参考資料等については後日文部科学省ホームページに掲示する予定。

- 大学設置基準（昭和31年10月22日文部省令第28号）
- 医学部設置審査基準要綱（昭和43年9月19日大学設置医学専門委員会）（平成3年に廃止）
- 「関連教育病院について」第一次報告（昭和48年3月関連教育病院調査研究会）